

北海道羽幌高等学校創立 70 周年記念事業協賛会会則(案)

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、北海道羽幌高等学校創立 70 周年記念事業協賛会と称し、事務局を同校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、北海道羽幌高等学校創立 70 周年記念事業及び行事に協賛し記念事業を企画し、その事業を推進するものとする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 記念式典
- 2 記念誌の発行
- 3 その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第 4 条 本会は北海道羽幌高等学校 P T A 及び同窓会の会員並びに本会の趣旨に賛同する有志をもって組織する。

(役員)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を遂行するために次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名	監 査	2 名
事 務 局 長	1 名	事 務 局 次 長	4 名		
各 部 長	1 名	各 副 部 長	若干名	顧 問	若干名

(役員職務)

第 6 条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務の代理または代行にあたる。
- 3 監査は、本会計を監査し報告する。
- 4 事務局長及び事務局次長は、運営委員長の意を受け、運営及び会計を統括する。
- 5 事務局次長は事務局を補佐する。内 1 名は本会の会計事務を掌る。
- 6 部長は部を統括・管理する。副部長は部長を補佐する。
- 7 顧問は会長の諮問に応じる。

(機関)

第 7 条 本会には次の機関をおき、必要に応じて、会長がこれを招集する。

- 1 総 会
最高決議機関とし、事業計画、事業報告、役員、予算・決算、会則、その他必要な事項を決定する。なお、総会の議長は、会長が務める。
- 2 役員会
 - (1) 役員会の構成は、役員及び部会の部長とする。
 - (2) 役員会は、会務の執行上、重要事項について審議し決議する。
- 3 部会

事業遂行のため業務をおおむね次のように分担する。ただし、いずれにも属さない事項については事務局が分担を決める。

- (1) 総務部 全体総括、連絡調整、渉外に関すること
- (2) 行事部 式典に関すること
- (3) 事業部 記念事業計画実施、記念誌発行に関すること

(事務局)

第8条 本会の事務を円滑に処理するため事務局長・事務局次長おき、事務局長は教頭が、事務局次長のうち1名は事務長がこれにあたる。

(会計)

第9条 本会の事業にともなう所要経費は同窓会及びPTAより支出する。

(会計期間)

第10条 本会の会計期間は、協賛会設立総会の日から協賛会に関する全ての事項が終了した時点とする。

(補則)

第11条 本会は、第2条の目的を達成し、会計処理を終えたときに解散する。

第12条 本会解散にあたり残余財産の処分は役員会が決定する。

第13条 この会則に特段の定めのない重要事項については役員会で決定する。

附則 本会則は平成30年11月21日（水）から実施し、協賛会の解散をもって終わる。